

# 第157回東京都自然環境保全審議会

## 速 記 録

2025年2月10日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

○神山計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第157回「東京都自然環境保全審議会」を開始いたします。

事務局を務めます、自然環境部計画課長の神山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

通信環境等、何か不具合がありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

会議中は常にミュートにさせていただき、カメラはオフにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

御発言になる場合は、zoomの挙手機能を使用してお知らせください。会長が指名しましたら、カメラをオンにし、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、開始に先立ちまして、環境局長の須藤より御挨拶を申し上げます。

○須藤環境局長 皆様、お忙しいところをありがとうございます。

去る10月15日付で環境局長に就任いたしました須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、当審議会をはじめ東京都の自然環境行政に日頃より格段の御理解、御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

東京都では、2023年に改定いたしました生物多様性地域戦略に基づいて、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せるという、いわゆるネイチャーポジティブの実現に向けて様々な取組を行っているところでございます。今年度は、まず、生態系に着目した保全とか、あとは外来種対策の推進などを盛り込みました野生生物の戦略的保全方針の策定を進めてまいりました。

また、生物多様性の観点からも非常に重要となる保全地域の指定について、従来の目標860haを1,000haに引き上げまして、その目標に向けて新規の指定を積極的にやるよう取り組んでいるところでございます。

さらに、自然環境デジタルミュージアムに関しましては、このたび、目指す姿とか備えるべき機能などを盛り込みました基本計画案について取りまとめを行ったところでございます。

本日は、過日諮問させていただきました、東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針、それから、保全地域の新規の指定、温泉の掘削許可について御審議をいただきたいと思っております。その後、自然環境デジタルミュージアムの基本計画案について御報告をさせていただきますと存じます。

委員の皆様におかれましては、幅広い観点から様々な御意見を賜ればありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○神山計画課長 須藤局長におかれましては、公務の都合上、ここで退席させていただきます。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は、委員・臨時委員43名中、現時点で30名の御出席をいただいておりますので、規定により会議は成立していますことを御報告いたします。

次に、本日の進行は、諮問第492号から495号までの温泉部会案件。

次に、諮問第486号「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）の策定について」。

次に、諮問第496号「国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について」。

そして、最後に、報告案件として「（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアム基本計画の報告について」という流れで進めます。

所要時間はおおむね2時間30分程度を見込んでおります。御意見、御質問の状況によっては時間が前後する可能性もありますので、御了承ください。

また、本日は傍聴の申出があり、ウェブで傍聴される方がおりますので、お知らせいたします。

会議の進行については、石井会長にお願いしたく存じます。石井会長、よろしくお願いたします。

○石井会長 皆さん、こんにちは。石井です。

それでは、第157回東京都自然環境保全審議会を開会いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。事務局は傍聴人の入室をお願いします。

（傍聴者入室）

○石井会長 初めに、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査、審議する、そのことを目的として設置されたものでありますので、本日の審議に当たりましても、自然の保護と回復を図るという観点から御審議いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

では、事務局より資料の確認をお願いします。

○神山計画課長 承知いたしました。

本日の配付資料ですが、現在、画面に投影しております資料となります。お手元に過不足等ございませんか御確認をお願いいたします。不足がある場合については、お手数ですが事務局まで御連絡をお願いいたします。傍聴者の皆様には、資料を都のホームページから閲覧いただけるようにしております。ホームページのURLはzoomのチャットにてお知らせしておりますので、そちらを御覧ください。

資料の説明は以上となります。

○石井会長 それでは、これより議事に入ります。

諮問第492号から495号について審議を行います。事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を益子温泉部会長から御報告をお願いしたいと思います。では、事務局より説明をお願いします。

○大久保水環境課長 環境局自然環境部水環境課長の久保でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、温泉掘削が1件、動力の申請が3件の計4件でございます。御説明の流れとしましては、まず事務局より、お手元の資料1-1から1-4の申請概要を4件一括して御説明させていただきます。その後、益子温泉部会長より、資料1-5の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について、4件一括して御説明いただきます。それでは、順番に御報告をまいります。

諮問第492号、羽村市羽の温泉掘削について御説明いたします。

まず、資料の説明の前に、本案件の経緯について御説明します。

本案件については、同様の案件名、掘削地点において、令和5年1月12日付で温泉動力の装置許可がなされておりました。許可期限は、令和7年1月11日でしたが、許可期限内の工事完了が見込めないことから、事業者から温泉動力の装置工事廃止届が提出されまして、東京都において令和6年10月7日に受理いたしました。これにより、温泉動力装置の許可が失効されています。そして、このたび再度申請がなされたものでございます。

では、資料1-1について御説明いたします。

申請者は、西多摩衛生組合。目的は、温浴施設内の浴用に供給すること。申請地は、羽村市羽地内でございます。

当温泉の掘削につきましては、令和3年2月1日付けで許可され、工事は令和4年6月21

日に完了しております。

温泉井戸の概要としましては、深さ1,800m。泉温は36.3度。泉質名はアルカリ性単純温泉です。

申請する動力は、出力13kW。吐出口断面積は19.63cm<sup>2</sup>。吐出量は毎分1040です。

揚湯量は、日量98.2m<sup>3</sup>を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。

周辺の状況としては、既存温浴施設に隣接し、周辺には住宅や学校等が立地しています。

周辺1km以内の状況については、資料2ページ目の図2を御覧ください。

申請地点を☆、半径1kmの範囲を赤の円で示しております。半径1kmの範囲において既存源泉はございません。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。

諮問第493号、中野区若宮の温泉動力の装置について御説明いたします。資料1-2を御覧ください。

申請者は、株式会社トレジャー。目的は、公衆浴場へ供給すること。申請地は、中野区若宮地内でございます。

当井戸の経緯ですが、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきましたが、泉質を分析したところ、温泉に該当したため、今回、温泉動力の装置について申請をするものでございます。

温泉井戸の概要としましては、深さ76m。泉温は19.2度。泉質名はございませんが、メタけい酸の項により温泉に適合しています。

申請する動力は、出力3.7kW。吐出口断面積は、19.625cm<sup>2</sup>。吐出量は、毎分2900です。

揚湯量は、日量82.66m<sup>3</sup>を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。

周辺の概況としては、西武新宿線野方駅が最寄り駅で、申請地点周辺には住宅地等が立地しています。

周辺1km以内の状況については、資料2ページ目の図2を御覧ください。申請地点を☆、半径1kmの範囲を赤の円で示しております。半径1kmの範囲において既存源泉はございません。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。

諮問第494号、中野区中野の温泉動力の装置について、御説明いたします。資料1－3を御覧ください。

申請者は、有限会社渡辺商会。目的は、公衆浴場へ供給すること。申請地は、中野区中野地内でございます。

当井戸の経緯ですが、先ほどの案件と同様、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきましたが、泉質を分析したところ、温泉に該当したため、今回、温泉動力の装置について申請をするものです。

温泉井戸の概要としましては、深さ100m。泉温は16度。泉質名はございませんが、メタけい酸の項により温泉に適合しています。

申請する動力は、出力5.5kW。吐出口断面積は、13.59cm<sup>2</sup>。吐出量は、毎分260ℓです。

揚湯量は、日量90.86m<sup>3</sup>を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。

周辺の概況としては、JR中央線中野駅が最寄り駅で、申請地点周辺には住宅等が立地しています。

周辺1km以内の状況については、資料2ページ目、図2を御覧ください。申請地点を☆、半径1kmの範囲を赤の円で示しております。半径1kmの範囲において、申請地から約650mの地点に既存源泉がございます。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。

最後に、諮問第495号、大島町元町の温泉掘削について御説明いたします。資料1－4を御覧ください。

申請者は、SanouFact株式会社。目的は、新規温浴施設の浴用に供給すること。申請地は、大島町元町地内です。

工事内容は、掘削口径が199.9mmから151.0mm。深さ300m。掘削工法はロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、新規宿泊施設の温泉供給です。

揚湯量は、日量328.9m<sup>3</sup>を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は、所有者からの利用許諾を得ております。

周辺の概況としましては、大島西側海岸沿いの道路に隣接しており、周辺は主に山林と住宅がございます。

また、周辺1km以内の状況については、資料2ページ目の図2を御覧ください。申請地点を☆、半径1kmの範囲を赤の円で示しています。

既存源泉は、7か所ございます。稼働中の既存源泉では、一番近いところで申請地から約310mの地点でございます。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

以上、今回御審議いただく4件の諮問案件について、まとめて御説明させていただきました。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、益子温泉部会長から御報告をお願いします。

○益子委員 温泉部会長の益子でございます。

これから御説明します諮問第492号から第495号の4件については、令和6年12月18日の第4回温泉部会において審議を行いました。私からは、資料1－5の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御説明いたします。

先に、参考資料1から3に基づき、温泉法の許可基準について御説明いたします。

温泉法は、貴重な資源である温泉の保護を図ることを目的としています。このため、温泉掘削等の許可に当たっては、高度な専門的知識を要するものであるため、審議会等の意見を聞くこととしております。

温泉法の許可基準としましては、温泉の湧出量・温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき、掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの、公益を害するおそれがあると認められるときのほかは許可を与えなければならないとなっております。

東京都では、このうち、温泉の湧出量・温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと、この2つの許可基準について審査基準を2つ設けております。

1つ目の審査基準について、参考資料1を御覧ください。

当基準は、島しょ部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じた制限距離以上を既存

源泉から取ることとしております。

2つ目の審査基準について、参考資料2を御覧ください。

当基準は、島しょ部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び1日の揚湯量の上限を定めています。23区の低地部においては、吐出口断面積を6cm<sup>2</sup>以下及び1日の揚湯量を50m<sup>3</sup>以下としており、その他の地域においては、吐出口断面積を21cm<sup>2</sup>以下及び1日の揚湯量を150m<sup>3</sup>以下としております。

また、審査基準とは別に指導基準を設けております。参考資料3を御覧ください。

これは、温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。申請地の周囲1,000m以内に、水源井戸や区市町村が配慮を要している湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容であります。

それでは、資料1-5の1ページ目を御覧ください。諮問第492号、羽村市羽の温泉動力の装置について、温泉動力の装置許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御説明いたします。

まず、許可基準の適合状況につきまして御説明いたします。

(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用についてですが、当該温泉の深度は1,800mのため、周辺の既存源泉との距離が1,000m以上であることが基準となりますが、深度1,000m以内に既存温泉は存在しないため、基準に適合していることを確認いたしました。

(2)の温泉動力の装置の許可に係る審査基準についてですが、動力の吐出口断面積、揚湯量、ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについてですが、当該申請地の周囲1,000m以内には配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容は、基準に適合していることを確認いたしました。

「2 温泉部会における審議内容」につきましては、委員からの主な意見として、以下の2つがございます。

1つ目は、本源泉は温度により温泉に該当するものだが、揚湯試験結果では、水位低下量が大きく、揚湯を継続することにより、周辺の地下水が流入するなどして温度が低下することが懸念される。適正揚湯量であっても源泉モニタリングは不可欠であり、水位のみならず温度にも注意を要する。

2つ目ですけれども、10年から20年のスパンで見ると、温度が低下する事例は多々あり、

温泉源枯渇の防止の観点からも、水位、電気伝導率、pH、モニタリングはきめ細かく行っていただきたい。モニタリングにより水温低下傾向が推察される場合は、都に報告するなど、許可後も都と情報共有を図っていただきたい。

以上2つでございます。これらの意見につきましては、事業者も承知しております。

なお、今回の申請自体、令和4年度に許可を出しており、その後、現在までの間に地質等に関する新たな事実が生じていないことから、本申請に問題はないと考えられます。

以上のことから、温泉部会では、羽村市羽における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

続きまして、次のページを御覧ください。

諮問第493号、中野区若宮の温泉動力の装置について、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

1つ目の許可基準の適合状況につきまして、御説明いたします。

(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用についてですが、当該温泉の深度は76mのため、制限距離は200mになります。周囲200mに既存源泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。

(2)の温泉動力の装置の許可に係る審査基準についてですが、動力の吐出口断面積揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000m以内には配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

2つ目の温泉部会における審議内容につきましては、委員からの主な意見として以下の3つがございます。

1つ目は、本源泉はメタけい酸の値により温泉に該当しております。浅層地下水のメタけい酸濃度は、降雨の影響や季節により変化する場合があります、1割程度の変動はあり得る。温泉法で定められた10年後の水質再分析に備えて、メタけい酸の変動傾向を把握していくことが重要と考える。

温泉資源の保護の観点のみならず、申請者の継続的な事業活動のためにも、揚湯量の節約とメタけい酸の定期的なモニタリングを強く推奨する。

3つ目として、手計りによるモニタリングであっても、揚湯量、水位、温度は、月1回程度かそれ以上に密なモニタリングが望ましいと考える。モニタリング結果とメタけい酸の変

動状況との関連性を検討し、その変化傾向の特徴に応じて弾力的に運用することが大切と考  
える。

以上です。

これらの意見につきましては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、中野区若宮における温泉動力の装置について、許可相当  
と判断いたしました。

続いて、3ページ目に移りまして、諮問第494号、中野区中野の温泉動力の装置について、  
温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

1つ目の許可基準の適合状況につきまして、御説明いたします。

(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用についてですが、当該温泉の深度は100  
mのため、制限距離は200mになります。周囲200mに既存源泉は存在せず、基準に適合して  
いることを確認いたしました。

(2)の温泉動力の装置の許可に係る審査基準についてですが、動力の吐出口断面積、揚  
湯量、ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲  
1,000m以内には配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

2つ目の温泉部会における審議内容につきましては、委員からの主な意見として、以下の  
3つがございました。

1つ目と2つ目については、前の案件と同様ですので割愛させていただきます。

3つ目ですけれども、揚湯量、水位、温度のモニタリング頻度については、申請内容でも  
問題ないと考えるが、これらの変動傾向やメタけい酸濃度との関連性を把握・検討し、その  
変動傾向の特徴に応じて弾力的に運用することが大切と考えるというものです。

これらの意見につきましては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、中野区中野における温泉動力の装置の設置について許可  
相当と判断いたしました。

続きまして、最後に4ページ目になりますけれども、御覧ください。諮問第495号、大島町  
元町の温泉掘削について、温泉掘削許可基準の適合状況などを御説明いたします。

1つ目の許可基準の適合状況につきまして、御説明いたします。

(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用についてですが、当該申請は指定地域

外であるため、制限距離等の基準は適用されません。

(2) の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000m以内には配慮を要する井戸や湧水は存在していません。

(3) の温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うことですが、温泉掘削においては、温泉法施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。当該申請では、敷地境界から掘削地点までの3m以内の距離の確保、可燃性天然ガスの測定など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

2つ目の温泉部会における審議内容につきましては、委員からの主な意見として、以下の3つがございました。

1つ目は、周辺の既存源泉関係者に対し、掘削工事内容等に関する情報共有は密に行っていただきたい。また、掘削地周辺の住民に対しては、工事に伴う騒音・振動等の環境対策として十分な説明と対応を行っていただきたい。

また、周辺の既存源泉に対しては、掘削による影響を検証できるように、掘削前から掘削中、掘削後にわたりモニタリングの実施をお願いしたい。

2つ目ですが、300m掘削した場合、海水の影響を受けた地下水が湧出する可能性も考えられる。海水が単純に希釈されたと解釈できる場合には、温泉として認定されない可能性があることに留意いただきたい。

3つ目ですが、掘削中や揚湯試験時の孔内水や温泉水の温度、電気伝導率及びpH等の変化をモニタリングすることで、海水の影響について判断することも可能なので、モニタリングの検討をお願いしたい。

以上です。

これらの説明につきまして、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、大島町元町における温泉掘削について、許可相当と判断いたしました。

私からの報告は以上とさせていただきます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、それから、益子温泉部会長からの報告を踏まえて、質疑をお願いします。御質問や御意見をまとめてお伺いして、事務局にまとめて回答させていただきます。では、何か御意見はございますでしょうか。発言のある方は、zoom機能の

挙手をお願いします。

それでは、飯田委員、続けて上條委員、お願いします。

○飯田委員 都民委員の飯田秀利と申します。よろしくお願ひいたします。

御説明、ありがとうございました。2つほど質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

1つは、都民委員になってから、現地視察というのはなかったのですけれども、これは、資料だけで果たして実態がつかめるかどうかというのがとても不安なのですが、東京都としてはどのようにお考えなのでしょうか。

もう一つは、今示していただいたデータ、幾つかありましたけれども、このデータが正しいという保証はどこにあるのでしょうか。

以上の2点をお願いします。

○石井会長 続けて、上條委員、御意見、御質問をお願いします。

○上條委員 ありがとうございます。

伊豆大島についてとなります。

該当地域は、集落の中ということになりますが、海岸とかですと景観の問題とか貴重な植物群落等のことが引っかかってくるかと。どのぐらいに影響が及ぶのかとか、あと、海辺から見た場合の景観がどうなるか、そういったところが気になるようになります。そういった景観、あるいは植物群落への影響などについて教えていただければと思います。

○石井会長 それでは、事務局のほうから。

○大久保水環境課長 事務局でございます。御質問、ありがとうございます。

まず、飯田委員からいただいた御質問2点についてですけれども、現地視察について、資料だけで実態がつかめるか不安であるという御質問をいただきました。

現地視察に関しましては、事務局で責任を持ちまして、申請地の状況等を確認しております。それを基に温泉部会でも御説明して、当審議会にお諮りをしていますので、現地の状況については、我々が責任を持って確認をしているということを申し上げます。

スライドデータに関しましても、繰り返しになってしまいますけれども、私どものほうで、申請内容に関しては、現地で職員が確認をしたもので間違いのないことを確認して出させていただいているというものでございます。このような回答でよろしいでしょうか。

○飯田委員 ありがとうございます。

東京都としては非常によく納まっていると思うのですけれども、こちらを信用するわけで

すが、やはり審議の委員として決断をするとき、このよしあしを判定するときに、書類だけで判断できるのかということに対して不安は残ります。

○大久保水環境課長

私どものほうでも、なかなか皆様に現地に行っていただくのは難しいと思いますので、資料で、写真等を多用するなど、工夫をしてみたいと思いますので、御理解いただければと思います。ありがとうございます。

○飯田委員 ありがとうございます。

○大久保水環境課長 上條委員からの御質問についても、私からお話をさせていただきます。

大島の申請地、こちらも現地を見させていただいております。海岸沿いということで、現在は、申請資料にもおつけしているように、完全に今は何もないような状況でございます。こちらに、景観としましては、今、申請者の方から伺っているのは、高い建物ではなくて平屋建ての建物を宿泊施設として予定しているということを聞いてございます。

植物群落への影響に関しても、周辺は、今見ていただいたとおりの何もないような状況ですので、私どものほうでは、特段ないものと判断しております。

以上でございます。

○上條委員 分かりました。

まずは、建物としては高くない。それから、平屋、1階建てということですね。そうすると、海側からの眺望への影響は少ないか。海側から山を見上げたときの。

植物群落については、要するに、海岸の植物群落になるので、サンセットパームラインのところまで何らかの関連施設が及ぶようであれば、確かに影響はないかと思います。ポイントだけについて言えば、海岸植物群落等とはかぶらないところかとは思いますが。

あと、私は大島在住ではないですけれども、来週初めにここに行ってまいりますので、一応、この目で見ておきたいと思います。

○益子委員 温泉部会長の益子でございます。

最初の御質問の中で、データの信頼性ということがございましたけれども、基本的に、例えばポンプのところに関しましては、事前にプレート等で確認していると思いますので、そういうところでの問題点はないと思います。

それから、掘削の地点につきましては、現場において3点から距離を測って、ポイントを決めていくのです。その後、掘削する段階でもまた確認するといったような作業もしておりますので、問題ないかと思えます。

あと、掘削に関しましては、掘削時の総合柱状図というものを出していただくのです。それは、掘削深度が何メートルで、ストレーナー、要するに、温泉を採取する場所をどこに切るかとか、そういったものを総合的に記した資料を出してもらうのです。ただ、これは企業等が自前のお金で収集したものということになりますので、そういった意味では、公開資料には当たらないということで、皆さんの目には触れないのですけれども、いろいろな形で、東京都の地下状況といったところを解明する上でも、何らかの形で総合的には収集して検討していきたいとは思っております。

以上です。

あと、大島の関係で、先ほど1階建て、平屋建てと言いましたけれども、ホテル、旅館というイメージではなくて離れを造るようなそんなイメージ。だから、一戸建の建物が数戸並ぶというようなイメージを考えていらっしゃるようです。

○上條委員 分かりました。

恐らく国立公園に関するものもクリアされているとは思いますが、大体、状況としては分かりました。ありがとうございます。

○石井会長 そのほかの方、御質問、御意見はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見は出尽くしたかと思しますので、ここで皆様にお諮りします。意義のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。諮問第492号から495号の温泉部会の案件について、許可相当であると認め、知事に答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。異議のある方は、異議ありの御発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言はありませんでしたので、諮問第492号から495号の温泉部会の案件について、許可相当であるということで答申いたします。事後の手續については、事務局でよろしくをお願いします。

それでは、次に諮問第486号「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）の策定について」の審議に移ります。

本件につきましては、これまで6月より計画部会で審議いただいた内容を、9月の本審議会で御議論、御意見をいただいて、それを踏まえて中間のまとめとして取りまとめをいたしました。これを基に、10月から11月にかけて都において都民意見の公募を行い、その結果も踏まえ、改めて先月開催の計画部会で検討し、答申案として御提案いただいたものとなりま

す。

本日は、これまでの検討経過を振り返りながら、内容を確認いただきたいと考えております。皆様に御了承いただくことができましたら、都において来月末頃の公表が予定されていると伺っております。最初に、計画部会長より審議経過の報告をいただき、続いて、事務局より答申案の説明、次に質疑、意見交換としたいと思います。

それでは、初めに、計画部会での審議経過につきまして、一ノ瀬計画部会長より御報告をお願いします。

○一ノ瀬委員 計画部会長を仰せつかっている一ノ瀬です。

それでは、私から、東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針の策定について、答申案に関わる計画部会への審議過程について御報告させていただきます。

東京都生物多様性戦略の行動目標の一つである、新たな野生絶滅ZEROの実現に向けて、東京都の保護法上重要な野生生物の戦略的保全方針の策定につきまして、都より2024年3月26日に諮問を受け、計画部会へ付託いただきました。以降、計3回にわたり部会において議論を重ねてまいりました。

検討に当たりましては、計画部会の中に、生物多様性に関する専門的な知見を有する有識者の方を臨時委員に加え、議論を進めてまいりました。本方針は、これまでの種に着目した保全アプローチに加え、生態系に着目した保全アプローチにも取り組んでいくこと、外来種対策の実践の促進を図るための保全戦略などを掲げ、それらを都内の自然環境の特徴に応じたエリアごとの重点課題として取りまとめるために、委員の皆様から幅広く御意見をいただきました。こうした検討を重ね、計画部会として取りまとめた内容を、9月10日実施の本審議会において御議論いただき、中間のまとめとして取りまとめたところでございます。

その後、それらに対し、都がパブリックコメントを実施し、都民や団体の皆様から合計63件の貴重な御意見をいただきました。その中には、都として野生生物保全に関する新たな方針を公表することに対する賛同の御意見も多く含まれておりました。

これらの御意見を踏まえまして、1月17日に実施いたしました計画部会において、再度議論し、部会として一定の結論を得たところでございます。本日は、それらを答申案として計画部会として報告させていただくものになります。具体的な内容につきましては、この後、事務局より説明いただきます。よろしく申し上げます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局から答申案の御説明をお願いいたします。

○事務局（内山） 環境局自然環境部生物多様性戦略推進担当の内山より御説明させていただきます。

今、計画部会長より御説明いただきましたとおり、本案件につきましては、昨年3月に諮問させていただいた後、計画部会を中心に議論を重ねていただきました。また、内容に応じ、都庁内関係各部署とも方針内容の調整を図りながら、本日御提出いたしました答申案の作成に努めてまいりました。本日は、前回の本審議会以降、及び都民公募意見などを反映いたしました概要につきまして、説明させていただきます。

初めに、資料2-1を御覧ください。

こちらは、9月に実施いたしました、前回の本審議会でもいただきました御意見及び反映事項の概要をお示ししたのになります。なお、投映画面では、本文の修正箇所についてお示ししておりますので、お手元の資料2-1と併せ御覧ください。

まず、方針の戦略4に記載しておりました、都市における生態系の保全につきまして、都心の中においてまとまった土地を取得し、それらを活用した新たな緑地を創出するような「新たな緑づくり」についても記述されたいかがかという御意見をいただきました。いただいた御意見を踏まえまして、本文の第3章や第4章に、こうした「新たな緑づくり」に関する記述を追加いたしました。

また、自然環境というと動物や植物を思い浮かべることが多いが、微生物も自然環境を構成する重要な要因であることに関する御意見もいただきました。方針全体の方向性について記述しております第1章のコラムの中に、土壌微生物などの重要性を示す記述を追加いたしました。

続きまして、資料2-2を御覧ください。

こちらは、10月から11月にかけて実施いたしました都民意見公募、すなわち、パブリックコメントにおける主な御意見について取りまとめたのになります。

パブリックコメントの結果につきましては、記載のとおり、16名1団体の方から合計63件の御意見を頂戴いたしました。

いただいた御意見につきましては、事務局にて対応を検討の上、関係する庁内各局とも調整を行い、必要に応じた方針への反映などを行い、それらを先月の計画部会において御審議いただきました。本日は、概要につきまして御説明いたします。

表の1番目の御意見、こちらは、都市環境におけるネイチャーポジティブの取組として、具体例を提示したほうがより分かりやすいとの御意見になります。

近年、都内では、井の頭池などで「かいぼり」の一環として、埋土種子から絶滅していたと思われていた植物種が復活したということもあり、よい具体例だと思われるので、コラムで取り上げてはどうだろうかという具体的なものでございました。

いただいた御意見を踏まえ、方針本文に、井の頭池における自然再生のコラムを追加しております。

続きまして、表の2番目でございます。

こちらにお示しした御意見は、自然環境情報の取扱いに関するものでございます。

こちらは、方針の文中には、東京都には自然史情報を収集・蓄積・分析する博物館機能を有する専門施設がないという課題の指摘がありますが、解決策として示されているのは、戦略5において、単に情報を収集・蓄積していくという旨の言及のみであり、そうした機能を持たせた施設の設置や取組を行っていくのはいかがかという御意見でございました。

こうした御意見を踏まえ、方針本文に、現在、東京都で検討を進めている、「(仮称)東京都自然環境デジタルミュージアム」についての記述を追加いたしました。こちらの内容につきましては、この後の報告事項として御説明させていただきます。

スライド資料の表の最下段にお示ししておりますが、本方針への賛同を示していただく御意見も多くいただきました。その上で、こうした方針の普及啓発を図り、より浸透させていくことの重要性に関する御意見も併せていただいております。

こちらにつきましては、今後、答申をいただきました後に、公表予定の年度末までの間に本文をより読みやすいものとするため、デザイン等を施し、さらに普及啓発用資料として、方針を12ページ程度に集約した普及版の作成も予定しております。

このほか、今後の参考となる御意見も多数寄せられました。

なお、パブリックコメントにていただいた63件全ての御意見とその対応につきましては、本日の配付資料である参考資料としてお示ししておりますので、御参照ください。

このように多くの御意見、御議論を踏まえて取りまとめました方針案につきまして、先月、1月17日に開催いたしました計画部会にお諮りし、内容につきまして御了承いただいたところでございます。それらを今回、答申案、資料2-3として皆様に配付させていただきました。

以上が、前回の本審議会から答申案作成までの概要の御説明となります。

こちらからの説明は以上となります。

○石井会長 ありがとうございました。

本日議論いたします答申案は、これまで6月、7月、1月の計画部会、9月の本審議会、10月から11月にかけての都民意見公募などを経て、幾たびにもわたり検討を重ね、計画部会です承いただいたものです。本審議会には、計画部会以外の委員の皆様もいらっしゃいますので、それらを踏まえ、これまでの審議や都民意見を振り返りながら答申案の確認をしていただくというスタンスで御意見を申し上げます。なお、多少の文言修正等は可能ですが、新たな項目の追加や、さらなる大きな修正は難しいことを御理解いただけるようお願いいたします。

それでは、ただいまの報告を踏まえ、御意見等がある方は挙手をお願いします。

それでは、飯田委員、続いてアオヤギ委員、御意見を申し上げます。

○飯田委員 ありがとうございます。都民委員の飯田秀利と申します。よろしく申し上げます。

先ほど、御説明がありましたが、微生物の項目を入れたのは画期的だと思います。今まで自然環境というと動植物がメインだったのですけれども、微生物も非常に重要な構成生物ですので、微生物のことをきちんと書いたということは画期的だと思います。

それと、もう一つ、保全方針の大きな変更はできないとおっしゃいましたので、次回に反映されればいいかなと思うのですけれども、緑の保全とか自然環境の保全は、各区とか市役所等でいろいろ策定して保全に力を入れているのは御存じだと思うのですが、大きな木、例えば、周辺が、高さ1mのところ、1m以上は市が補助してくれるのです。武蔵野市の場合ですけれども、似たような条例はいろいろなところにあると思いますが。あと、生け垣の長さですね。生け垣がある程度まとまりますと市が補助金を出してくれるのですけれども、こういったことは緑の保全に大いに役に立っていると思います。ただ、策定した年がかなり古いのです。だから、現状に合っていないと思います。実際のところ、武蔵野市から小金井市に至るまで大体10km前後ありますけれども、どんどん木が切られています。これは非常にもったいない話で、市がもうちょっと条例を柔軟に変更して、現状に合った庭木とか生け垣に目を向けますと、新たな基準がつかれるのではないかと。新たな基準をつくりますと、保全もよりやりやすくなるのではないかと思います。

こういったことで、東京都側から、市の緑の保全等に関し、自然環境を守るためのいろいろな条例とかがあると思うのですけれども、これを時事刻々といいですか、適宜、見直して、より現在の社会に合ったものにつくり替えていくという方針を都から打ち出していきたいなと思います。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

続いて、アオヤギ委員、お願いします。

○アオヤギ委員 2点、質問があります。

1点目は、答申案の49ページの民間企業の役割のところなのですが、(5)民間企業等の役割ということで、環境影響評価等を実施してということで、実際そういう企業がたくさんあると思うのですが、現在、進んでいる開発などの計画地でも希少種が現に発見されていて、影響評価の中で、事業者が調べて得られた希少種の情報があると思うのですが、一つは、そこをどう守っていくのかというところでは、どう実効性を上げていくのかというのが問われていると思うのです。

その際に、私も東京都のほうできちんと、例えばオオタカがいたら、オオタカが営巣できるだけの面積は残すとか、そういう専門的な、この審議会にいる皆さんの専門的知見も生かしながら、どう、エリアを指定して、そこでは開発はしないというようなことをしていかなければ、どんどんレッドリストになっていく動植物も増えるし、実効性のある形で守っていかないのかなと感じているのですけれども、そういう規制のところはどうお考えなのかというのが1点。

あと、環境局だけでこれはできることではないなと思っています。例えば、建設局が、道路建設などの際に動植物を丁寧に調べている場合がありますので、そういった、各局、例えば開発ですと都市整備局なども全局の中で得られた希少種がどこどこに存在しているという、公園なども含めて情報を持っていると思うのですが、そういったものは、こうした戦略の下でどう共有して、そこもどう保全していくのかというのは、環境局はいかがお考えなのかということです。お聞きしたいです。

○石井会長 あと、田村委員も手を挙げてらっしゃいますけれども、取りあえずここまでのところで、事務局のほうからお答えをいただけますか。

○事務局(内山) 御質問、ありがとうございます。

飯田委員のお話についてでございます。

保存樹林制度や保存樹木制度は、古くからある緑施策の制度であります。課題も多くあるかと思えます。また、国を挙げて各地にこうした制度があり、東京都内にも同様にこのような条例を各区市町村などでも設けているところがございます。

都庁内の所管といたしましては他部局で所管をしておりますけれども、本方針の中で示し

ている内容につきましても、こうした制度改正の中にもぜひ活用していけたらという思いは持っております。また、本日いただいた御意見も踏まえて、今後、ぜひ参考にさせていただき、事業に反映していければと考えております。

○飯田委員 ありがとうございます。

○事務局（内山） 次に、アオヤギ委員からの御質問でございます。

御質問、ありがとうございます。

まず1点目ですが、実効性のある制度としてどのように考えていくかというお話だったかと思えます。こうした制度の一つとして環境影響評価の制度などがありますが、実際に野生生物の保全をどう具現化していくかといったところは、非常に悩ましいところがございます。また、土地の所有者の方の権利を守りながら、どのように野生生物を保全していくのかにつきましても、その部分は長年の課題でもございます。

今回の方針の中でも、こうした希少種を含めた野生生物に関する情報を、我々がきちんと収集、蓄積して、事前にどういったエリアが重要な場所であるのかについてしっかりと把握しておくということも重要ではないかということ、この方針の中にも書かせていただいております。まずは情報を把握し、事前にどこが重要な場所なのかについて、重要な生態系を抽出するという中で検討していき、いずれ、制度の中でも反映させていくための導入をつくっていきたいと考えております。

また、2点目でございますが、今の話にも通じることはございますが、我々環境局だけでそういった情報を全て集約していくことはなかなか難しいところでございます。今回、戦略5の中の専門知の箇所でも記述しておりますが、まずは我々都庁内における記録や情報について集約しながら、それ以外の国の調査や他自治体の調査結果も、現在、収集・蓄積・データベース化しているところでございます。こうした基盤情報を基に、今後の保全に役立つような情報として取りまとめていきたいと考えております。

御質問の趣旨とぴたりと合っているか恐縮ではありますが、まずはこのような情報収集と蓄積、そこから始めていくことを考えております。

○アオヤギ委員 ありがとうございます。

1つ目は、なかなかすぐにはということではないと思うのですが、ぜひ検討していただきたいのと、2番目は、この戦略が出ましたら、ぜひ全庁で徹底していただいて情報収集、全部出していただきたいと思っております。

以上です。

○事務局（内山） ありがとうございます。

○石井会長 ありがとうございます。

飯田委員のほうは、今お答えいただいた中身についてということでしょうか。

○飯田委員 そうです。今のアオヤギ委員の質問に対して、内山さんがお答えになっていましたけれども、アオヤギ委員の御心配の、何か開発すると自然環境が破壊されて動植物にダメージが加わるのではないかという御意見がありましたけれども、それに対する答えとして、結構日本はいいことをやっているということも、一つ例としてお伝えしたいと思います。

それは、圏央道を埼玉県に建設するとき、オオタカの営巣地が計画地にあったのです。道路を迂回させるわけにいきませんので、オオタカの営巣地を全部壊して道路を造ったわけですけれども、同時に、それと同じ面積の緑地を近くに造ると。これは法律で決まっているらしいですね。私は法律のことはよく分からないのですけれども。そのために、面積としては緑地が保たれたという例が幾つか埼玉県であります。

このような制度があれば、現代社会において開発というのは避けられないですけれども、開発しても自然環境は守れるというような制度をうまくつくっていけば、東京都においてもうまくやっていけるのではないかと、ちょっと楽観的かもしれませんが、そう思っております。ここに御出席の東京都の職員の皆様には、そういう点をよろしくお願いいたします。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、御質問、御意見を受けますけれども、まず田村委員、それから、田尻委員、お願いします。

○田村委員 都議会議員の田村でございます。

私から確認を一点。

前回の審議会のときに、飯田委員からだったと思いますけれども、微生物を入れたほうがいいのではないかというお話で、私も全く同感で、特に、土中の環境については、もっと注目すべきではないかと思っております。今回、入れていただいたことは本当にありがとうございます。

確認は、この本論のほうの「生態系とは」というところに「植物連鎖などの生物間の相互関係」とありますけれども、この生物の中に土中の微生物も入れていただいたということではないでしょうか。というのは、コラムなので、私の感覚で言うと、コラムという

のは付録というか本論ではないというようなイメージがあるので、その点だけ確認をさせていただきます。

○石井会長 では、次、田尻委員、お願いします。

○田尻委員 ありがとうございます。鳥獣部会で、日本野鳥の会の田尻と申します。

私から3点ほど、小さな追記をお願いしたいところがございます。

まず、この答申案の44ページ目になるのですが、7行目「農林水産業の振興が図られることによって」ということが書いてありますけれども、農林水産業によっても中身はいろいろございますので、「生物多様性に配慮して図られることによって」のように、ちゃんと生物多様性が守られるような形で振興を進めていくということを付け足していただければと思います。次のページとか、そういったところに書いてありますけれども、きちんと書いておくことが必要なと。重要かと思っております。

2つ目が、次の45ページの9行目にあります「生物多様性に配慮した持続的な農林水産業の推進」の②になりますけれども、農道・ため池・水路、こういったものの改修というのは必要なことだと私も思っておりますけれども、やり方によっては生物多様性に大きな影響を与えてしまうということも同時に知られておりますので、ここにも、生物多様性に配慮して推進するというような形で一言付け加えていただけたらと思っております。

最後、3点目が、49ページの19行目辺りになるのですが、マスコミの皆さんの活動というか報道というのは非常に重要なものというところはございますけれども、同時に、取材の在り方が問題になるということも時々ございますので、生態系なり生物なりにきちんと配慮して取材が行われることができるように、そういった文言を追加していただけたらと思っております。

以上3点になります。ありがとうございました。

○石井会長 ありがとうございます。

では、今、御質問、御意見を受けましたけれども、事務局からお答えをお願いします。

○事務局（内山） 田村委員からの御質問でございますが、コラムには書かれているが、実際に、保護上重要な野生生物としての保全対象になるかどうかという御質問で合っていますでしょうか。

○田村委員 そうです。

○事務局（内山） ありがとうございます。

微生物そのものは、我々が、この方針で対象にしておりますのが、前段のところにも書い

てございますが、レッドリストに掲載されている保護上重要な野生生物ということになります。このような生物をどのようにして絶滅させない、絶滅種ZEROに向けたアクションを推進していくかといったところに、方針の主題がございます。とはいえ、この希少野生動植物を守っていく際には、それを支えている生態系そのものを守っていかなくてはならないということ論じております。その中には、土中の微生物も、当然ながらそれらを構成する支えている生き物として位置付けられると考えております。ですので、そうした生態系を守っていく中で、土中の微生物、こうしたものにも配慮していくべきと考えております。いかがでしょうか。

○田村委員 ありがとうございます。

○事務局（内山） そうしましたら、2点目の田尻委員からの3点についてでございます。

主に農林水産業の部分かと思えます。私どもも、この部分につきましては、長く担当部局とも調整を図ってきております。既に田尻委員からもお話があったように、生物多様性に配慮した水産業の推進ということは、表題などにも記載させていただいているところでございます。その上で、重ねて記載すべきという御要望かと思えますが、生物多様性に配慮した事業を推進していくということを見出しにも入れさせていただいておりますので、ここまでの表記とさせていただきたいというのが事務局からの意見でございます。

また、49ページの「メディア等関係者への役割」といったところでございますが、ここにつきましては、確かに様々な情報が流布することによってマイナスの影響を与えることになることもございますので、この文言の書きぶりについては検討を要しますが、何か生態系に配慮した取材について、具体的に伝わるような文言を書き加えていきたいとは考えております。

いかがでしょうか。そのような対応で御了承いただければと思えますが。

○田尻委員 ありがとうございます。

○石井会長 では、そのほかにいかがでしょうか。特に御意見はよろしいでしょうか。

それでは、御意見が出尽くしたようですので、ここで皆様にお諮りします。異議のある方はミュートの解除の準備をお願いします。

諮問第486号、東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）の策定について、これを適当と認め、知事に答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。異議のある方は、異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

それで、今、事務局のほうから修正を検討するという御発言がありましたので、そ

れも含めて適当と認めていただけるかということですのでけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第486号の案件については適当と認め、答申といたしたいと思えます。

それでは、次の議題に移りたいと思えます。

次に、諮問第496号「国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について」の審議に移ります。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を、一ノ瀬計画部会長から報告をお願いしたいと思います。では、まず事務局より説明をお願いします。

○渡邊緑環境課長 環境局自然環境部緑環境課長の渡邊です。

それでは、国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について御説明いたします。

今回御審議いただくのは、保全地域の指定と保全計画案の内容となります。本日は、指定区域の概要と保全計画案について、主な要点を整理した資料の3-1により説明し、御審議いただきたいと存じます。

まず、保全地域は、自然保護条例第17条により定められておりまして、その中で、地域の環境、特徴等により5種別に定められてございます。今回、指定を考えている保全地域の種別は、里山保全地域、名称は、矢川おんだし里山保全地域です。

所在地は、国立市矢川及び泉の一部になり、指定面積は14,474㎡です。

区域の概要でございますが、まず、右上の図を御覧ください。

指定予定地は、JR南武線の矢川駅から徒歩で約10分、約1kmの距離で、オレンジ色の点線で囲った部分でございます。

周辺の保全地域としては、昭和50年代に指定した左上辺りの矢川緑地保全地域、右下辺りの谷保の城山歴史環境保全地域がございます。

下の図は、指定予定地を拡大したものです。

「区域の概要」と一緒に御覧ください。

当地域は、武蔵野台地における青柳段丘の南側に位置しておりまして、中央に位置する樹林地や、その下辺りの耕作地、左側のママ下湧水から流れる河川等から構成されております。そして、今もなお里山の環境が残っている区域でございます。

区域内の雑木林などには、希少植物のキツネノカミソリ、湧水由来の冷涼な流水環境に依存するホトケドジョウなどの希少な水生生物が生息・生育してございます。

区域の中央部には矢川が南北に流れ、青柳崖線直下の湧水路と府中用水に合流しており、樹林や耕作地と一体となることで美しい景観を形成してございます。

なお、この辺りは、昔から「矢川おんだし」と呼ばれてございまして、古くから周辺住民に親しまれている場所となっております。

⑥の「指定理由」でございしますが、当区域は、先ほどの御説明のとおり、多様な自然環境を保有し、希少な動植物が生息してございます。周辺の宅地開発が進んでいる中で、将来にわたり生物多様性の保全と里山環境を確保するために、今回、保全地域に指定したいと考えてございます。

次のスライドを御覧ください。

当区域における自然の保護と回復に向けた保全方針です。

方針の策定に当たりましては、東京都が令和4年度に実施した自然環境調査を踏まえまして、今年度に専門家の方々からヒアリングを実施し、整理いたしました。

全体の方針といたしましては、多様な自然環境を有する当区域の生物多様性を保全するとともに里山環境を確保するという一方で、希少動植物等の生息・生育環境を維持・回復するための取組を実施していきたいと考えてございます。

また、地域内は、左下の図にございますように、緑色部分の樹林地や青色部分の水田雑草群落、黄土色の畑地など、多様な自然環境がございまして、各環境区分に応じ、主な保全方針として右の表に考えてございます。

まず、全区分の共通としまして、樹林地、耕作地、河川等を一体的に保全するとともに、キツネノカミソリ、ホトケドジョウ等の希少な動植物の生息環境の保全と回復を図っていききたいと考えてございます。

また、当区域には、オオフサモやアメリカザリガニ等の外来種が確認されております。こうした外来生物など、侵略的外来種の積極的な駆除と侵入防止に努めていきたいと考えてございます。

続いて、樹林地では、シラカシ群落やコナラ群落など、保全と回復、水田雑草群落や畑地では、引き続き農地として維持管理し、里山環境を保全・回復していきたいと考えてございます。

また、水路等では、流水環境に依存するナガエミクリ等の水草、ヤマサナエなどのトンボ類、ゲンジボタルやホトケドジョウなどの魚類など、希少な水生動植物の生息・生育環境の保全と回復に努めてまいりたいと考えてございます。

次のスライドを御覧ください。

植生と管理方針です。

調査方法や方針の整理に当たっては、先ほど説明した方針と同様でございます。

左下の図が現存植生となります。

凡例として、1がシイ・カシ二次林、2がコナラ群落、3がケヤキ群落、4が畑地、5が水田雑草群落、6が水路等の開放水域になります。

なお、樹林地におきましては、植生図ということでございますので、そこを主としているものの形で群落を整理してございます。例えば、シイ・カシといたしましても、一部ケヤキなど種が入っている部分もございます。あらかじめ御了承ください。

将来的な目標植生は、現存植生と同一としてございます。これに従い、右表のとおり植生ごとに管理方針を整理しています。

シイ・カシ二次林は、基本的には手を加えず、遷移に委ねること。

コナラは、部分的・段階的に萌芽更新を実施すること。

ケヤキ群落は手を加えず、必要に応じて余分に伸びた枝等を除去する程度の管理にとどめることを考えてございます。

また、共通して林床のササ類や低木が繁茂し過ぎた場合には、生息・生育する動植物の状況に合わせて順応的な下刈り・間伐を実施していきたいと考えてございます。

畑地や水田雑草群落では、現在も土地の所有者様がなりわいとして営農してございます。その上で、現在の環境が保たれているという、こうした事情も踏まえながら、農薬等の使用につきましては、現状維持を基本として、今後は極力控えるように協力を得たいと考えてございます。

また、水田部分につきましては、将来的に耕作しなくなった場合でも、これまでと同様に耕耘・水入れを行うなど、水生生物の生息・生育環境を図っていきたいと考えています。

用水路を含む開放水域につきましては、市が管理等を行っていきませんが、本区域を一体とした保全と回復を図るために、流水環境に依存する水草、トンボ類、昆虫類、希少な水生動植物の生息・生育環境の保全と外来種の侵入予防に向けて、こちらは国立市とも連携しながら適切に保全を行っていきたいと考えてございます。

最後のスライドを御覧ください。

当区域における自然環境の状況として、生物相の概況を整理いたしました。

調査結果ですが、まず、①の植物相としましては、94科282種が記録され、このうち、注目

種を下の表に記載してございます。

例えば、絶滅危惧1B類のセキショウモ、絶滅危惧2類のキツネノカミソリ、エビネやコギシギシなどが確認されてございます。

②の動物相では、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類を確認しておりまして、注目種を下の表に記載してございます。

例えば、絶滅危惧1B類では、両生類のニホンアカガエル、魚類のホトケドジョウ、絶滅危惧2類では、鳥類のモズ、カシラダカ、爬虫類のヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、魚類のアブラハヤ、底生植物のヤマサナエが確認されてございます。

資料の説明につきましては以上となりますが、本区域の指定に当たりましては、これまで地元の自治体でございまして国立市とも連携しながら実施しておりまして、今回の指定の趣旨、保全計画等については御理解いただいております。

事務局からの説明は以上となります。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、次に、一ノ瀬計画部会長から、審議結果の御報告をお願いします。

○一ノ瀬委員 それでは、一ノ瀬より御報告します。

諮問第496号、国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画案に係る計画部会での審議結果について、審議結果を御報告させていただきます。

諮問内容の指定書及び指定計画案の概略につきましては、ただいま緑環境課長から御説明がございましたので、ここでは省略いたしまして、計画部会での審議経過等について御報告をさせていただきます。

本件につきましては、令和6年12月23日に現地調査を実施するとともに、本年1月17日には計画部会を開催し、指定書と指定計画案の詳細について審議いたしました。

計画部会といたしましては、保全地域の指定が諮問されております区域は、都が行った調査で明らかになった自然環境の現状と計画部会の現地調査による現況把握を基に、里山保全地域に指定すること及び保全計画書についても適当であるという結論でございます。

また、審議においては、各委員から、指定後の取組として、定期的なモニタリングを実施し、その結果を踏まえ保全計画を見直すことも重要といった意見がありました。

この点については、事務局から、保全地域の生物多様性拠点機能強化及び魅力向上を目的としたコーディネート事業を通し、専門家の意見を聞きながら、適宜、見直しを加えていくことも検討していくという回答をいただいております。

また、地域周辺の保全地域や各地の公園など、いろいろな緑地との連担性の確保に向けて、地元自治体等への協力依頼、地元住民と連携した保全活動の実施など、様々な御意見があり、事務局の方へ今後の検討課題として助言を行ったところでございます。

以上が計画部会より御報告となります。よろしく申し上げます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、一ノ瀬計画部会長からの報告を踏まえて、質疑をお願いします。御意見のある方は、zoomの機能で挙手をお願いします。なお、御発言は簡潔に端的をお願いします。

では、相原委員、続けて、アオヤギ委員、お願いします。

○相原委員 東京都農業会議の相原と申します。

農業分野の立場からお話をさせていただきたいと思いますが、ある意味長期的な視点ということになりますけれども、市街化区域の農地の評価というのは非常に高く、相続がひとたび発生しますと、農家の事情により農地を売って相続税を支払うということが、今、府と市のところでは非常に多くなって、あっという間に宅地化されてしまうという現象が起きています。要望になりますけれども、地権者の理解を得て、また、生産緑地を保全する事業が産業労働局とか農林水産部にもございますので、農林水産部等とも連携をして、末永く農地が保全されて、また、その生物多様性の部門とうまく連携が取れて、末永く保全されるようにということで要望したいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○石井会長 では、続いて、アオヤギ委員お願いします。

○アオヤギ委員 私からも農地のことについて幾つかお伺いしたいのですけれども、まず、この保全地域の指定ということが10年ぶりということで、私たちも都議会のほうで繰り返し求めていたことがこのたび実現して、本当に喜ばしいことだし、関係者の皆さん、所有者の皆さん、農業の従事者の皆さんの御協力に本当に感謝申し上げたいのと同時に、関係者の皆さんに感謝申し上げたいです。

一つ、農地のことで確認したいのは、生産緑地だと思うのですけれども、畑や水田などを続けられるということで、農薬や除草剤を使わないように求めていくというお話であると思うのですが、生産者というか農業者の皆さん、こういったことはかなり大変なことかなと思うのです。指定されたところで営農を続けるというのは一定大変なので、東京都が何らか支援をするのかどうかということ。

もう一点が、この保全地域全体を誰が管理していくのかと。下草刈り、間伐などを実施すると1番目に書いてあるのですけれども、どうなっていくのか。公有地化というお話もあるのですが、その農地の部分、それ以外の部分と、どのように公有地化するのかというのを確認したいと思います。

○石井会長 あと、お一人ですので、片岡委員、御意見、御質問をお願いします。

○片岡委員 片岡です。

私は計画部会のメンバーでもあるので、この指定そのものについてはもちろん賛成している立場で、異存はないです。ただ、今後のための提案ということで意見させていただければと思ったのですが、2050年度までに1,000haの保全地域を指定していくということで、今からの時点で考えると、これはやや長期的な目標というか中長期的な目標になるのかなという中で、一方で、1,000haを、現状では760haぐらしかまだ指定ができていないですから、今後、25年間、単純計算しても年間10ha以上。スピード感を持って指定していかなくてはいけないというときに、結構こういう事例が委員会の中で五月雨式に出てきて、都度、指定を諮問しているということになるかと思うのです。

ここで、私としては戦略的な方針というか、指定をしていく上での戦略的な方針案みたいなものを一回つくっていただいて、そういうものを、今後、2050年に向けて引き継いでいくというか、目標達成に向けて引き継いでいけたらとは思っております。

事務局のほうの担当者も替わっていきますし、もちろん委員会のメンバーも替わっていく中で、この指定を行うことは何が妥当かとか、よりよい施策に結びつくかということを、ちゃんと方針として引き継いでいくものがここは一つ必要かと思いました。

例えば、先ほどの重要な野生動植物の戦略的保全方針というのを聞いていて思ったのは、例えば2050年に向けた東京都の保全地域の戦略的指定方針とか、何かそういうものを一度つくっていただければと。

これ、今持っているのですが、こちらは2021年度から22年度にかけて、保全地域の保全活用プランというのをつくられていますので、これを一步前に進めて、今度は、戦略的指定方針などをつくっていただくのがよいのではないかと思いました。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

では、事務局のほうからお答えをお願いします。

○渡邊緑環境課長 緑環境課長の渡邊です。

まず、相原委員からの御意見から御回答差し上げます。

御意見、ありがとうございました。今回、里山、おんだしの保全地域の指定に当たりましたが、いろいろ農家さんの実情とか状況を確認して、まさしく委員がおっしゃられたような懸念とか、残すためにいろいろな課題があるのかなというのは感じたところです。今後ともそういった視点、あとは、産業労働局とも連携を図りながら里山環境が図れるようなところは指定候補地として検討してまいりたいと考えてございます。

○相原委員 ありがとうございます。

○渡邊緑環境課長 引き続きまして、アオヤギ委員の御意見、ありがとうございます。

まず、1点目のところ、大きく分けると、ちょっと前後してしまうかもしれないのですが、保全地域の維持管理の関係でございますが、現在、ちょうど土地所有者の方に基本的には引き続きやっていただこうと考えてございます。その後、都有地化、公有化が図られた場合、東京都のほうで維持管理を実施していくというところでございます。

その間の中も、適宜、地権者の方といろいろと意見交換をしながら、お困りのことがあれば一緒に何かやったり、そういったことも今後考えられるのではないかと考えてございます。

今、農家の方にもいろいろとお聞きしていると、農薬の関係でございますが、既に結構比較的その辺は気をつけられている。例えば、この農地におきましては、近くに幼稚園とかがあるのですが、お子様が農地で遊んだり作業とかをしてもらうというので、既にもう気をつけていらっしゃるということなので、引き続き、その辺は御協力を得たいと考えてございます。こういった回答でよろしいでしょうか。

○アオヤギ委員 農地のほうは、引き続き農家さんが所有するという方向で行くということですよ。

○渡邊緑環境課長 そうですね。もちろん、その中で、例えば相続とか、今後、売却とか、買い取りの請求とか申出がありましたら、東京都のほうで買い取りをさせていただくという形の流れになります。

○アオヤギ委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡邊緑環境課長 最後に、片岡委員からの御意見、本当にありがとうございます。

まさしく、今、保全活用プランを御覧いただいて、ページ数で言うと50ページのところに、今後の保全地域の指定に当たって選定の考え方を縷々書いてございます。例えば、里山・谷戸とか湿地帯・水田を含んだ多様な生物多様性、生息環境を有する緑地とか、台地部に当たっても、樹林地、水辺など多様な生物とか、こういった方向性を基に、保全地域の指定を我々

としては進めているところでございますが、より一步進んだ形でという御意見かと思えます。その辺につきましては、今後検討させていただきまして、また改めて御相談させていただければと思えます。御意見、ありがとうございます。

○片岡委員 ありがとうございます。

○石井会長 ほかにはいかがでしょうか。御質問、御意見等。

では、飯田委員、お願いします。

○飯田委員 飯田です。よろしくお願いします。

皆さん既に御存じで、私が言うまでもないことかもしれませんが、農地を維持するというのは非常に大変なことだと思います。私の住んでいる近くにも、練馬区に大きな農家があって、そこを維持するのは大変だなと見ております。私は、国立のところ、現地を見ていないので分からないのですけれども、雑草とか木の落ち葉、そういう対策はどのようにする予定なのでしょうか。

○渡邊緑環境課長 飯田委員、御質問ありがとうございます。

現状としましては、今もそうなのですけれども、例えば、土地の所有者様が雑草の処理とか下草刈りを実施しているというようなところで、基本的な所有者様のほうでやっていたという形でございます。

○飯田委員 その所有者様の年齢を存じ上げないので分からないのですけれども、今は若くても、何年後には必ず年を取って作業が苦しくなってくると思うのです。そうすると、所有者さんが疲弊してしまって、これ以上無理だと思うことが残念だとか危険かと思うのですけれども、そういう将来のことを見越した対策というのも必要ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○渡邊緑環境課長 御意見、ありがとうございます。

まさしくおっしゃるとおりでございます。将来的に、守るだけではなくて維持管理というのでも継続性を持ってやっていかななくてはいけないというところで、その辺は、土地の所有者様とコミュニケーションを取りながら、適宜、何かできることがあるのか。今すぐには、我々としては、引き続き保全とか維持管理ができるのではないかなと思っているのですけれども、その辺は日頃からコミュニケーションを取りながら、適宜適切な対応を図っていく必要があるかなと考えてございます。ありがとうございます。

○飯田委員 ありがとうございます。

○石井会長 それでは、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ここで皆様にお諮りしたいと思います。もし異議のある方がいらっしゃいましたら、ミュートの解除の準備をお願いします。

それでは、諮問第496号、国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について、適当と認め、知事に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のある方は、異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

それでは、特に発言がないようですので、諮問第496号、国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について、適当と認め、答申といたします。事後の手續については、事務局でよろしくをお願いします。

では、次の議題になりますけれども「（仮称）自然環境デジタルミュージアム構想の検討について」の報告に移りたいと思います。それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 承知いたしました。

環境局自然環境部生物多様性戦略推進担当課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

こちらは「（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアム」につきましては、昨年6月に基本構想として、本審議会でご報告いたしましたが、その役割、機能等を具体化し、今般、基本計画案として取りまとめましたので、御報告いたします。

初めに、先ほど御審議いただきました、東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針等との関係について御説明いたしますと、戦略的保全方針は、今後の野生生物の保全に向けた様々な事業の方向性を指し示したものでございます。ミュージアムもその中の一つの事業として、情報の収集や発信活動等、具体的な行動を促す拠点として明記してございます。また、2023年4月に改定した東京都生物多様性地域戦略では、都民の行動変容に資する拠点整備として明記されております。こういったことから、その拠点の事業計画というものがこちらのミュージアムの基本計画という位置づけになってございます。

それでは、資料4を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、目次で全体をお示しいたします。

大きな項目として、1、基本計画策定の背景。

2、ミュージアムが目指す姿、備える機能。

3、デジタル情報基盤の構築。

4、収蔵・連携拠点の整備。

5、体感展示の展開。

6、管理運営等。

7、今後のスケジュールとなっております。

それでは、順に御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

「1. 基本計画策定の背景」、「1.1 東京の生物多様性を取り巻く現状と課題」といたしまして、東京は、山地から島しょ部まで、多様で豊かな自然を有する世界でも類を見ない都市でございます。一方、都市化の進展等に伴う野生生物の生息・生育地の消失、外来種による影響など、東京の生物多様性は危機に直面しております。こうした状況に対し、生物多様性に関する情報把握が十分でない、また、保全活動等を担う人材が不足している、標本等が散逸の危機に直面しているなどの課題が存在してございます。

2 ページへお進みください。

「1.2 基本計画の位置付け」でございます。

都は、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる“ネイチャーポジティブ”の実現を掲げております。中段に「ミュージアムを“2030年目標”実現の推進力に」とございますが、地域戦略に掲げました3つの基本戦略と、ミュージアムの戦略は密接に関係しておりまして、目標達成に向けた推進力として重要な役割を担っていくこととなります。

3 ページにお進みください。

ミュージアムが目指す姿といたしまして、東京には1400万人が住まい、多くの大学・研究機関が集積してございます。デジタル技術の飛躍的な進展なども背景に、こういった東京の強みや最先端のデジタル技術を生かしながら、生物多様性の保全回復に向けた行動変容を喚起・後押しする“知と活動の発信・協働拠点”となることを目指してまいります。

右の図にありますとおり、知のネットワークの活用と専門的な情報・資料を蓄積していく。そのさらに右でございますが、人口が多いことの強みを、都民参加型で情報収集等、市民科学を推進していくなど、デジタル技術を生かして発信し、ネイチャーポジティブを実現してまいりたいと考えてございます。

4 ページにお進みください。

「ミュージアムで備えていく機能」といたしまして、デジタルとリアル、それぞれの利点を最大限生かしながら「みんなで創り、育て、東京の生物多様性を未来へつなぐミュージアム」をコンセプトに、以下の3つの機能を有機的に組み合わせて活動してまいります。

まず「デジタル情報基盤」。

東京の生物多様性情報を収集、一元化、アーカイブ化するための基盤情報でございます。

2つ目「収蔵・連携拠点」。

標本等を収集保管し、様々な主体を連携して保全活動につなげる拠点でございます。

3つ目「体感展示」でございますが、それらの情報を、こちらの情報基盤、それから、連携拠点の情報を活用しながら、デジタルコンテンツ等を制作し、自然を体感できる機会を各地で提供してまいります。

5ページにお進みください。

こちらから、3つの機能について具体的にお示しいたします。

「3. デジタル情報基盤の構築」。

都民から研究者まで、多様な主体と連携した情報収集等の仕組みを構築いたしまして、生物多様性情報を一元化した情報基盤を構築・発信してまいります。

「3.1 みんなで創る情報基盤」としてございます。

右の図を御覧ください。都民から提供された情報や、また、ミュージアムで収集した実物資料等の情報、それから、他機関保有のデータ等、一元的に検索可能とし、専門家や都民、それぞれのニーズに応じた発信が可能となるよう、情報基盤を構築してまいります。

6ページにお進みください。

「3.2 利用者ニーズに応じた情報発信」。

誰もが分かりやすい情報発信をしてまいります。研究者等が必要なときに必要な情報が得られるよう、データベースには最新の情報が反映されるようにしてまいります。蓄積されたデータを利用しやすい形に加工し、公開することで、教育現場等も含めた幅広いニーズに対応した発信を実現してまいります。右にイメージを示してございます。

7ページにお進みください。

「4. 収蔵・連携拠点の整備」としてございます。

東京の自然の成り立ちを示す標本等を将来世代に引き継ぐ。調査・分析を通じ、政策形成や保全活動の推進、人材育成やネットワーク形成に寄与する施設を整備してまいります。

「4.1 資料の収集方針」といたしまして、生物多様性の過去から現在に至る変遷の把握を目的として、収集・除籍資料に関する方針を定め、有識者の方の意見も踏まえながら資料を収集してまいります。

収集対象としては、野生生物の情報に関する資料だけではなく、里山に伝わる管理手法や

その景観など、人と自然との関わりを示す伝統知・地域知に関する資料も収集してまいります。

8ページにお進みください。

「4.2 拠点の施設概要」でございます。

標本を収蔵し、活用していく機能を整備してまいります。収蔵庫に窓を設置するなど、収蔵しながら展示、「みせる（見せる、魅せる）収蔵庫」を検討してまいります。

施設の概要といたしましては、収蔵エリア、多様な主体が交流する活動連携促進エリアといたしまして、他の事例等も参考に2,000㎡程度を想定してございます。

また、保全活動等のフィールドへの近接性を勘案し、多摩地域等において候補地を選定して進めてまいります。

右の表は、諸室構成のイメージ、「みせる収蔵庫」の例が下にございます。

9ページにお進みください。

「4.3 施設で展開する活動」でございます。

都民の財産である資料を守り、その価値を発信していくとともに、中段でございますが、大学生をインターンとして受け入れ、標本等や研究機会を提供し、専門人材の育成や収蔵資料を活用したワークショップなどを実施してまいりたいと考えてございます。

また、東京都立大学をはじめ、様々な機関と連携しながら標本等を次世代へ引き継いでまいります。

右の図にございますが、多様な関係者が交流できるスペースを確保し、人材のネットワークを形成してまいりたいと考えてございます。

10ページにお進みください。

「4.4 収蔵資料の効果的な活用」でございます。

収蔵資料は、保全活動や行政施策の立案、人材育成に向けて調査・研究等を行い、効果的に活用してまいります。

先ほど御審議いただいた戦略的保全方針に記載の生態系に着目した保全や、希少種等、種に着目した保全、また、研究成果を分かりやすく整理し、教育機関と連携、環境人材の裾野の拡大につなげてまいります。

11ページにお進みください。

「5. 体感展示の展開」。

自然に関心の薄い層の関心を引きつけ、コンテンツ等を作成し、都内全域に巡回してまい

ります。

また、収蔵した標本資料等は、実際に触れる機会を通じ、自然の魅力を伝える活動を展開してまいります。

「5.1 東京の自然の魅力を体感できるデジタルコンテンツ等の制作」といたしまして、右の写真のようなスマートフォン等、個人のデバイスでは得られない、没入感を得られるコンテンツのイメージでございます。

12ページへお進みください。

「5.2 実物資料を活用した、自然を身近に感じてもらうためのアウトリーチ活動」として、実物資料でしか得られない質感やすばらしさを体験できる機会を提供してまいります。

右の写真のように、博物館を再現するキット等、巡回展示を通じフィールド活動にもつなげてまいりたいと考えてございます。

13ページにお進みください。

「6. 管理運営等」でございます。

ミュージアムで想定する3つの機能は相互に密接に関係をしており、一体的に管理運営していく必要があります。また、ミュージアムが結節点となり、多様な関係者の参画により、“オール東京”で展開してまいります。

これら、管理運営の方針については、今後、詳細を検討していく予定でございます。

なお、下にありますとおり、ミュージアムには次のような人材が必要と考えてございまして、多様な関係者をつなぐ連携コーディネーターが核となるポジションとなり、外部や子供の意見等も取り入れ、高度化を図っていければと考えてございます。

最後でございますが、14ページ「今後のスケジュール」でございます。

上段の「デジタル情報基盤」と下段の「体感展示」は、2026年度までに構築・制作し、先行的に運用を開始してまいります。

「収蔵・連携拠点」につきましては、来年度、基本設計に着手し、2028年度中の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

駆け足ではございますが、基本計画の御説明は以上でございます。

なお、本基本計画につきましては、2月6日から3月7日までパブリックコメントを実施しておりまして、年度内に取りまとめる予定でございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、御質問、御意見などがありましたらお願いしたいと思います。御発言を御希望の委員がいらっしゃいましたら、zoomの挙手機能ないしはチャット機能でお知らせください。なお、御発言は簡潔にお願いしたいと思います。

では、山崎晃司委員、それから、森村委員、古城委員、アオヤギ委員、続けて御質問、御意見をお願いします。

○山崎（晃）委員 東京農大の山崎です。御説明、ありがとうございます。

このミュージアム構想は、いつもすごく期待を持って聞かせていただいているのですが、常に報告という形が多いので、どこまでコメントが反映されているのか不安なところもあります。

4つほど確認したいことがございます。

1つは、博物館、ミュージアムの規模です。

御説明では、生物相が近似している他の自治体の事例を参考にとということだったのですが、2,000㎡は結構狭いですよ。私も博物館にいたのでよく分かるのですが、関東圏の同じような自然環境を持っている自治体博物館は、大体、床面積全体で15,000㎡とか20,000㎡ぐらいあるところが普通です。収蔵庫が1,500㎡とか2,000㎡とかですよ。ですので、この規模で本当に、情報がハブになるということではありましたが、東京都の自然に特化した自然資料を収蔵しているところはそんなにありませんので、この新しくできるミュージアムが大きな核となって、中心となって活動することが必要だと思うのですが、この2,000㎡で本当にできるのかということが、まず一つ疑問点としてお伺いしたいところです。

伴って、人員配置については何も書かれていませんでした。コーディネーターというような言葉はありましたけれども、ミュージアムというからには、きちんとした人的な配置をぜひ御検討いただきたいと思います。

この博物館が、博物館相当施設として終わるのか、それとも博物館として登録されるのか、その辺りは分かりませんが、学芸員もしくは研究員といったような形の専門的職員が、この博物館、ミュージアムを運営していくのに必要な数だけ配置されるというのが必要なことだと思います。

今、2つ質問が入ってしまったのですが、あと、環境局が主体となって進めていらっしゃると思うのですが、普及啓発という部分では、やはり教育委員会、教育庁との連携も必要だと思いますので、その辺り、どのようにお考えかということをお聞かせ願えればと思います。

以上3つ、4つのコメントと御質問です。よろしくお願いいたします。

○石井会長 では続けて、森村委員、お願いします。

○森村委員 東京都議会議員の森村でございます。

まず、2ページの「基本計画の位置付け」の上段4行目なのですが、「生物多様性の保全・回復に向けた行動変容を喚起、後押しする拠点」とありますが、これまでもいろいろな意見交換の中で、生物多様性、地域戦略を実現していくための戦略拠点の位置づけをお願いしてきたところがありまして、「拠点」と単に記すのではなく「戦略拠点」あるいは「戦略拠点の一つ」等の表現を要望いたします。

次に、ミュージアムの機能の一つなのですが、フィールドと近接した多摩地域のほうをリアルな場として考えておられるのですが、多摩地域以外にも、例えば島しょ部とか、あるいは葛西臨海公園の辺りとか多様な自然があるので、人とフィールドをつないでいくという機能、目的も有するデジタルミュージアムにしてもらいたいと思っております。

最後の点は、山崎委員と同様なのですが、2,000㎡ということ、それを限定するような2,000平米という記載ではなくて、必要であれば拡張性までイメージできるような表現にしていきたいと思えます。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

では、古城委員、お願いします。

○古城委員 石井会長、御指名ありがとうございます。古城でございます。

この自然環境ミュージアムにつきましては、これまでの審議会でも申し上げさせていただいていたことを、重ねての要望ということで大変恐縮ですけれども、お話をさせていただきたいと思えます。

まず、この自然環境デジタルミュージアムの中において、ぜひとも水循環の視点というものも分かりやすい形でお示しいただきたいということを申し上げてまいりました。ぜひ、重ねてですが工夫のほうをよろしくお願い申し上げます。

それから、もう一点、未就学また未就園の子供たちも親しむことができる展示環境というものも申し上げてまいりました。

今、SusHi Tech Tokyo Squareで、東京自然いきもの展が開催されておりますけれども、こちらについては3月23日で終了すると聞いてございます。その後の開催場所のSusHi Tech Squareについては、今後の東京都のほかの事業での展開ということになりますので、この場

所における、こうした東京自然いきもの展のような場所というのは、今後、11ページにお示しいただいている「東京の自然の魅力を体感できるデジタルコンテンツ等の制作」という中で、都内各所で、未就園・未就学の子供たちも楽しめる、自然に親しむことができるそうした工夫というのも、ぜひ、都心部、また、これはリアルな場所については多摩のほうになるとお聞きしてございますけれども、様々な都内各地、場所で、こうした取組を今後も展開をしていく、そのためのデジタルミュージアム、拠点としての役割を期待したいと思っております。

以上、2点、要望としてお話をさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

○石井会長 ありがとうございます。

では、取りあえずここまでで。アオヤギ委員と上條委員、次にお願ひしたいと思いますが、ここまでのところで事務局からお答えをお願いします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 ありがとうございます。

まず、山崎委員の御意見の中から、博物館の面積として全体として2,000㎡はちょっと狭いのではないかとこのところなのですが、こちらは、記載にもございますけれども、都立大学等とも連携しながら、植物の標本とか、連携しながらやっていく方向で、今取り組んでいるところでございます。また、実際に収集するに当たっての方針等を今整理しているところでございますが、そういったところを含めて、引き続き検討していければと考えているところでございます。

それから、2点目、人員、人的な措置、登録博物館を目指す上での学芸員というところもございましたが、こちらの部分も、専門人材の必要性というのは、来年度以降、管理運営の体制を検討していく中で出てくると思いますが、その中で学芸員等の資格的要件というものになるのか、やはり博物館の実務的経験があるという部分の中で、人材というのはしっかり確保していける方向を検討してまいりたいと考えております。

それから、3つ目の教育との連携というところですが、教育庁とも、具体的に話をというところでありましてけれども、学芸員の方とかとも意見交換をさせていただいておりますので、今後の展開を、教育庁との連携というのは必ず不可欠なものとして意識して取り組んでいきたいと考えてございます。

山崎委員へのお答えは以上ですが、よろしいでしょうか。

○山崎（晃）委員 ありがとうございます。

いろいろな連携施設があるというのは分かるのですが、東京都独自の希少野生生物等の実物、あるいは二次資料等を集めるということであれば、先ほど、拡張できる建物構造という御意見も出ていましたけれども、やはり2,000㎡は、内容にもよりますけれども狭いと思いますし、ぜひ今後、検討をさらに深めていただければと思います。

以上です。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 分かりました。

それでは、続きまして、森村委員からの御意見でございます。

拠点のところですね。こちらのほう、地域戦略の戦略拠点の一つにということなのですが、こちらのほうは一旦持ち帰らせてもらいまして検討してみたいと考えます。

それから、2つ目にございましたフィールドをつなぐということですが、島しょもございましてということで、当然、ビジターセンターとの連携も考えておりますので、島しょにもビジターセンターはございまして、広くそういうところで展開していければと考えております。フィールドをつなぐということにしっかり意識をしていきたいと思っております。

それから、拡張性のイメージで言うと、先ほどのところもありますけれども、収蔵物であったり、人の交流の拠点とか、そういった部分も意識しながら、引き続き、基本設計に向けて検討していきたいと考えてございます。

それから、次、古城先生の御要望ということでございましたが、水環境循環について意識を。こちらのほうは、おっしゃるとおり、我々環境局としても視野に入れていきたいと考えます。

また、未就学の子供について、今、有楽町でやっておりますSusHi Tech Square、今後というところではありますが、こちらに記載のとおり、来年以降、このSusHi Tech Squareで展開していたコンテンツも、区の施設であったり都の施設であったりとかいろいろところで、その年度の中で転々と機動的に展開していければなと考えてございます。未就学の子供を含めた普及啓発に努めていければなと考えてございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○古城委員 御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。

○石井会長 では、今のお答えについては特によろしいでしょうか。

それでは、お待たせしました。アオヤギ委員、それから、上條委員、御意見を申し上げます。

○アオヤギ委員 私からも、山崎委員がおっしゃった専門員ですね。これは、やはり学芸員

や専門職がいいと重ねて申し上げたいと思います。ミュージアムは博物館ですから、博物館法に基づいた学芸員の配置と。運営も、学芸員の方たち、収集などにも専門知識が要ると思いますので、ぜひ、配置を強く要望したいと思います。

それから、2点目は、生物の収集、都民の皆さんからいろいろな情報を得て、スマホなどで取って収集するというお話もあったかと思うのですが、そこから保全していくという話の流れが非常に曖昧なのかなと思っていて、その収集した情報を基にどう保全していくのかというところでは、例えば、先ほど指定がありましたけれども、保全地域の指定への情報提供とか、新たな場所で都民が水田などで見つけた希少種などがあった場合に、そこを保全できないか検討してもらおうとか、その連携というところはどうなっていくのかというのを知りたいと思っております。

○石井会長 では、次に上條委員、お願いします。

○上條委員 ありがとうございます。

私のほうからは、島しょの方になるのですが、まず、山崎委員の御意見は非常にもともとだと思いますので、それは前提として、現実的に連携しながら、多様性保全や資料収集を進めるということですが、島しょ部についても、ビクターセンターという回答が既に出ておりますが、例えば、大島にはジオパークとして火山博物館があり、それがリニューアルして、今度、生物多様性も扱うことになったりします。島しょというのは一つ一つの規模が小さいので、多様な組織やプレーヤーがいるということで、非常に連携するというのが重要なのですが、連携の具体像、あるいは、文字どおり戦略的に連携するというものをもっと積極的に、早い段階で計画を立てることが必要なのではないかと思います。

意見となります。

○石井会長 ありがとうございます。

では、事務局のほうからお答えをお願いします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 それでは、まず、アオヤギ委員の1点目のほうを私からお答えさせていただきますと、内容的には、登録博物館を目指す上での学芸員等の確保ということでございますが、登録博物館につきましても、今後、運営していく中でフラットに考えていきたいと考えております。

それに伴い、学芸員、資格要件、先ほどの繰り返しになりますが、資格的なことを要件とすることだけではなくて、博物館の実務経験豊富、また、東京の自然についても知識が豊富な方を人材として確保できればと考えてございます。

2点目につきましては、生物多様性戦略推進担当課長代理の内山からお答えいたします。

○事務局（内山） アオヤギ委員、御意見、ありがとうございます。

収集した生物の情報を基にどのように保全に生かすのか、また、その連携はどうなっているのかという御質問だったかと思えます。先ほどの保全方針にも少し関連してまいりますけれども、情報が、適切に、確度の高いものとして収集・蓄積されてこなかったといったところが課題であったと我々も考えているところでございます。今後、市民科学も活用し、東京には多くの都民がおりますので、そうした多くの目の助けを借りながら、また、専門家もたくさんいらっしゃいますので、その専門家の協力も得ながら、確かな情報をこのデジタルミュージアムの中で蓄積し、もちろん希少種等の生息場所などに関する秘匿情報には配慮しながらですが、多くの人たちが活用しやすい、デジタル基盤、情報基盤をつくっていきたいと考えております。さらに都庁の中での事業が、それら情報を基に野生生物に配慮していけるような、そんな仕組みを考えていきたいと考えております。

アオヤギ委員への御回答は以上になります。

○アオヤギ委員 分かりました。

保全のほうに生かしていただければと思います。

○事務局（内山） ありがとうございます。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 それでは、上條委員からの意見で、今後、連携に向けて具体的なイメージを持ってということでございますけれども、今、先ほどございました SusHi Tech Square で展開しているコンテンツも、伊豆大島の映像等を使って普及・啓発に生かしておりますが、実際にそういったコンテンツの発信であったり、そういった部分も含めて、どのような連携ができるのかというのは、今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○事務局（内山） あわせて、上條委員の御意見について追加でお答えいたしますと、伊豆諸島だけに限りませんが、都内の郷土資料室や地域博物館もございますので、そういった機関とも今後連携しながら、東京産の野生生物情報を網羅的に収集していく仕組みを考えていきたいと、そのための連携の姿を早急に構築していきたいと考えております。

また、伊豆諸島においては、様々な方々が各島で保全活動等に取り組んでいることを伺っております。そういった方々とも連携の形がつけられるよう、既にそうした連携を進めている神代植物公園植物多様性センターなどとも調整を図りながら構築を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○上條委員 ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

○石井会長 そのほかにいかがでしょうか。

私からも一言コメントをしたいのですが、最初にこのデジタルミュージアムという構想が出てきたときには、情報が主体で、標本とか資料とかそういうものは付け足しみたいな博物館になるのかなというイメージを持って、それでは困ると。東京都には自然史博物館がないということ、それは問題だということは、随分前からいろいろな方が意見を言っておられて、今日御報告いただいた内容では、収蔵の拠点という機能が相当充実してきて、最初のイメージとは大分違っていいことだなと思ったのですが、山崎委員らが御指摘のように、やはり規模が2,000㎡というのは、私も、この数字は、今までもどこかで伺ったかもしれないけれども初めて認識した数字で、ちょっとこれでは自然史博物館の機能というところは満たせないと思いました。それから、体制についても、山崎委員の懸念を私も共有します。

それで、別に、東京都の自然史博物館の構想とか計画があれば話は変わってきますけれども、これが、いわゆる自然史博物館、プラス、発展著しい情報関連技術を駆使した施設になるということで、普通の自然史博物館、「普通」というのは適当ではないかもしれませんが、それにプラス情報が加わるというような、今までにない施設を検討していただければと思います。

それで、質問なのですが、資料の4の最後に今後のスケジュールが書いてありますが、今までこの審議会でも、このデジタルミュージアムについては、こういう計画で話が進んでいますという報告は伺っているのですが、この中身をどんな体制でこれまで検討されていたかと、それから、2028年度には、このミュージアムができると伺いましたけれども、それまでの間に、パブコメはされているというのは先ほど伺いましたが、どんな検討体制で中身を詰めていくのかというのが、聞き落としたかもしれませんが、あまり説明がなかったと思いますので、これまで、特に重要なのはこれからですね。どういう体制で、この設計とか中身を詰めていくのかなというのを伺いたと思います。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 石井会長、ありがとうございます。

こちらの基本計画につきましては、昨年度、博物館学であったり教育学、また、実際の博物館、これまでの館長をされている方々、また、東京の自然に詳しい方、それから、地域のNPO団体の方とか、そういった方からいろいろ意見を伺いまして、検討してまいりました。今後につきましては、こういったデジタルの部門、それから、収蔵連携という部分があります

ので、そういった部門ごとに、少しブレークダウンした検討を進めていく必要があるかなと認識しているところでございます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、今まではヒアリングを中心に構想を固められたのかなと思いますけれども、今後については、検討会という形式がいいのかどうか分かりませんが、有識者の専門の方を集めてというか、検討会みたいな形式で、タイミングを計って中身を詰めていくような体制を取っていただければなと要望します。

以上です。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 補足させていただきますと、今年度も有識者の方に集まっていただきまして、小規模ではありますが検討しておりますので、会長がおっしゃるとおり、来年度以降も、部門ごとに検討する形にするのかまだ決めておりませんが、具体的に検討を進めていければなと考えているところでございます。

○石井会長 ありがとうございます。

では、そのほかに特に御意見とか御質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これは報告事項ですので、今日用意していただいた議事は以上になると思います。

それでは、事務局から連絡事項があるようですので、お願いしたいと思います。

○神山計画課長 事務局から1点連絡事項がございます。

参考資料として、最後に2050東京戦略案の抜粋版をおつけしております。

東京都では、1月31日に、2050東京戦略案を取りまとめ、現在、意見公募を行っております。この2050東京戦略は、2050年代に目指す東京の姿、ビジョンを実現するため、2030年、2035年に向けて取り組む政策をまとめたものになります。ここでは、緑を守る取組として、本日御議論いただいた保全地域の指定・公有化を加速し、2035年に870haに、2050年に1,000haに拡大することや、生物多様性の保全の取組として、保全的戦略方針、デジタルミュージアムなどについても主要な施策として位置づけております。お目通しいただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上となります。

○石井会長 ほかはよろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、第157回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。傍聴

人は退出をお願いします。